

記入要領

申請書裏面の【誓約・同意事項】を確認し、給付金の支給要件に該当する場合は、申請書に記入し、必要書類を添付して郵送で提出してください。

世帯主の方を申請者としてください。

申請者が属する世帯の方全員を記入してください。

現住所と令和5年1月1日時点の住所が異なる方は、令和5年1月1日時点の住所を記入してください。

申請・請求者(世帯主)の振込口座情報を記入してください

【表面】

様式第2号 記入例

令和5年度 豊橋市住民税非課税世帯等支援給付金(住民税非課税世帯分) 申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

市区町村
受付印

豊橋 市長殿

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ)	生年月日	現住所
氏名	明治・大正・昭和・平成・令和	豊橋市〇〇町〇〇-〇
トヨハシ タロウ	95年10月10日	電話 (0532) 〇〇-〇〇〇〇
豊橋 太郎		

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年6月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

○令和5年1月2日以前に豊橋市に転入された方全員の令和5年度住民税非課税証明書を送付してください。
※令和5年度住民税非課税証明書は、令和5年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で取得してください。
※収入がない15歳以下の方は添付不要です。
○住民税非課税証明書の発行がない場合は、この給付金を支給することができません。

(フリガナ)	申請者の氏名	申請者の続柄	生年月日	令和5年1月1日時点の住所が現住所と異なる場合には令和5年1月1日時点の住所を記載(現住所と同一の場合は記載不要)	令和5年度住民税均等割課税状況
1	(申請者)	本人		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇	非課税 口未申告
2	トヨハシ ハナコ	妻	明治・大正・昭和・平成・令和	〇〇県〇〇市〇〇町1-1	非課税 口未申告
3			95年4月		非課税 口未申告
4					非課税 口未申告
5					非課税 口未申告

3. 振込口座(1.の申請・請求者の口座とします。) ※長期出入金のない口座を記入してください。

下記の口座への振込を希望します(下記に印鑑し、振込先金融機関口座確認書類及び本人確認書類を添付してください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分行	口座番号	口座名義(カナ)
〇〇	〇〇	〇〇	0123456	トヨハシ タロウ

ゆうちょ銀行 (ゆうちょ銀行) 通帳番号 (印鑑で記入してください) ※1.申請・請求者(世帯主)に限り、※2.世帯の記載に必ずしてください。

現金による支給を希望します(金融機関の口座がない方、金融機関から着しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。)

裏面も必ずご確認ください

令和5年度の住民税均等割課税状況の該当するものに✓を記入してください。

令和5年1月1日に豊橋市に在住の方で令和5年度が未申告の場合は、豊橋市市民課にて住民税の申告を行ってください。世帯全員が非課税となる場合は、給付金の支給対象となります。

【裏面】

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(し)してください。

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税非課税世帯等支援給付金(住民税非課税世帯分) (以下「給付金(住民税非課税世帯分)」という。)の支給要件(※)に該当します。
※ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。
① 世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
イ 令和5年度の住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている者のみの世帯ではない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
③ 既に令和5年度の住民税非課税世帯等への給付金の支給を受けた世帯ではありません。
④ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件の該当性等を審査するため、豊橋市に必要な住民基本台帳情報、税情報等の公開等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
⑤ 公開等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
⑥ この申請書は、豊橋市において支給決定をした後は、給付金(住民税非課税世帯分)の請求書として取り扱います。
⑦ 豊橋市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年10月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(住民税非課税世帯分)が支給されないことに同意します。
⑧ 給付金(住民税非課税世帯分)の支給後、本申請書(請求書)の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、給付金(住民税非課税世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(住民税非課税世帯分)を返還します。

提出書類

『住民税非課税世帯等支援給付金(住民税非課税世帯分)申請書(請求書)』(申請を必要とする世帯の場合)(本書)
※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類』の写し(コピー)
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
(表面に住所の記載がない場合や、住所変更がある場合は、必ず現住所の記載がある面の写しもご用意ください。)

『受取口座を確認できる書類』の写し(コピー)
※振込先金融機関の口座確認書類(振込先金融機関名、口座番号、口座名義人)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

令和5年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和5年度住民税非課税証明書』の写し(コピー)
令和5年1月1日時点で豊橋市以外にお住まいの方全員(収入がない15歳以下の方は不要)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和5年〇月〇日 申請者氏名 豊橋 太郎
(申請日) (世帯主氏名)

①~⑧の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意する場合は✓を記入してください。✓の記入がある場合に限り、支給対象に該当し、給付金を受け取れます。

提出書類に漏れがないか、確認し✓を記入してください。

今回提出する申立て内容に相違がないことを確認し、提出年月日、申請者(世帯主)の署名をしてください。

「申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)」は、表面に住所の記載がない場合や住所変更がある場合は、必ず現住所の記載がある面の写しも添付してください。

令和5年1月2日以降に豊橋市に転入した方は、令和5年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で該当の方全員の令和5年度住民税非課税証明書を取得して添付してください。

住民税非課税世帯等支援給付金申請書（請求書）が届いた皆さまへ

令和5年度 住民税非課税世帯等支援給付金のご案内

支給対象となるには条件があります

- 令和5年度 豊橋市住民税非課税世帯等支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する新たな給付金です
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です

※ 課税者の扶養親族のみからなる世帯は対象外となります

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

豊橋市が申請書を受理した日から4週間以内が目安です

申請書が届いた世帯

以下のいずれかにあてはまる世帯で、給付金の支給要件（申請書裏面の「誓約・同意事項」の全て）に該当する場合は、申請書を提出してください。

令和5年1月1日以前より豊橋市にお住まいで世帯に**住民税未申告の方**がいる世帯

令和5年1月2日以降に**豊橋市に転入した方**がいる世帯

住民税未申告の方が令和5年度住民税の申告を行い、**非課税となる場合は給付金の対象となります**

給付金の申請が必要です

申請期限：令和5年10月31日（火）まで【当日消印有効】

住民税申告については豊橋市市民税課
☎0532-51-2200にお問い合わせください



給付金の申請が必要です

申請期限：令和5年10月31日（火）まで【当日消印有効】

令和5年1月2日以降に豊橋市に転入した方は、該当の方全員の令和5年度住民税非課税証明書を添付してください

※令和5年度住民税非課税証明書は、令和5年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で取得してください

※転入者の令和5年度住民税が課税の場合は対象外となります

<お問い合わせ>

豊橋市給付金コールセンター ☎0532-26-2271 受付時間 平日9時～17時